

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

厚岸町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

厚岸町全域

(1) 現況

厚岸町の地形は、森林および草地からなり、厚岸湖に注ぐ別寒辺牛川を主流に大別される。また、広大な草地を基盤とする酪農畜産業の発展により国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、気象は冷涼で海洋気象に支配され、夏期は太平洋特有の濃霧の襲来が多く、冬は降雪が遅く積雪量が少ないため、土壤凍結深が深く穀物栽培には適さないことから、牧草以外の作付を困難にさせている。さらに近年は、担い手の高齢化・減少等により一部地域では、荒廃農地が増加することにより国土保全等の多面的機能の低下が懸念される現状にある。

そのため厚岸町では、経営面積が広大であることから、農道や農用地の保全に関する取組みに要する農家の負担を軽減することが必要である。また、平場地域に比べ農業生産条件の格差が大きいことから生産条件の不利を補正する取組みも併せて行っていく必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮を促進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|-------------------------------|
| ① | 厚岸町全域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業 |
| ② | | |
| ③ | | |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象地域及び対象農用地

対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

ア 対象地域

厚岸町全域において次のいずれかの指定地域とする。

(ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域

イ 対象農用地

積算気温が著しく低く（1日の平均気温を5月15日から10月5日までの期間において積算したものが2,300°C未満）、かつ、草地比率70%以上の地域の草地とする。

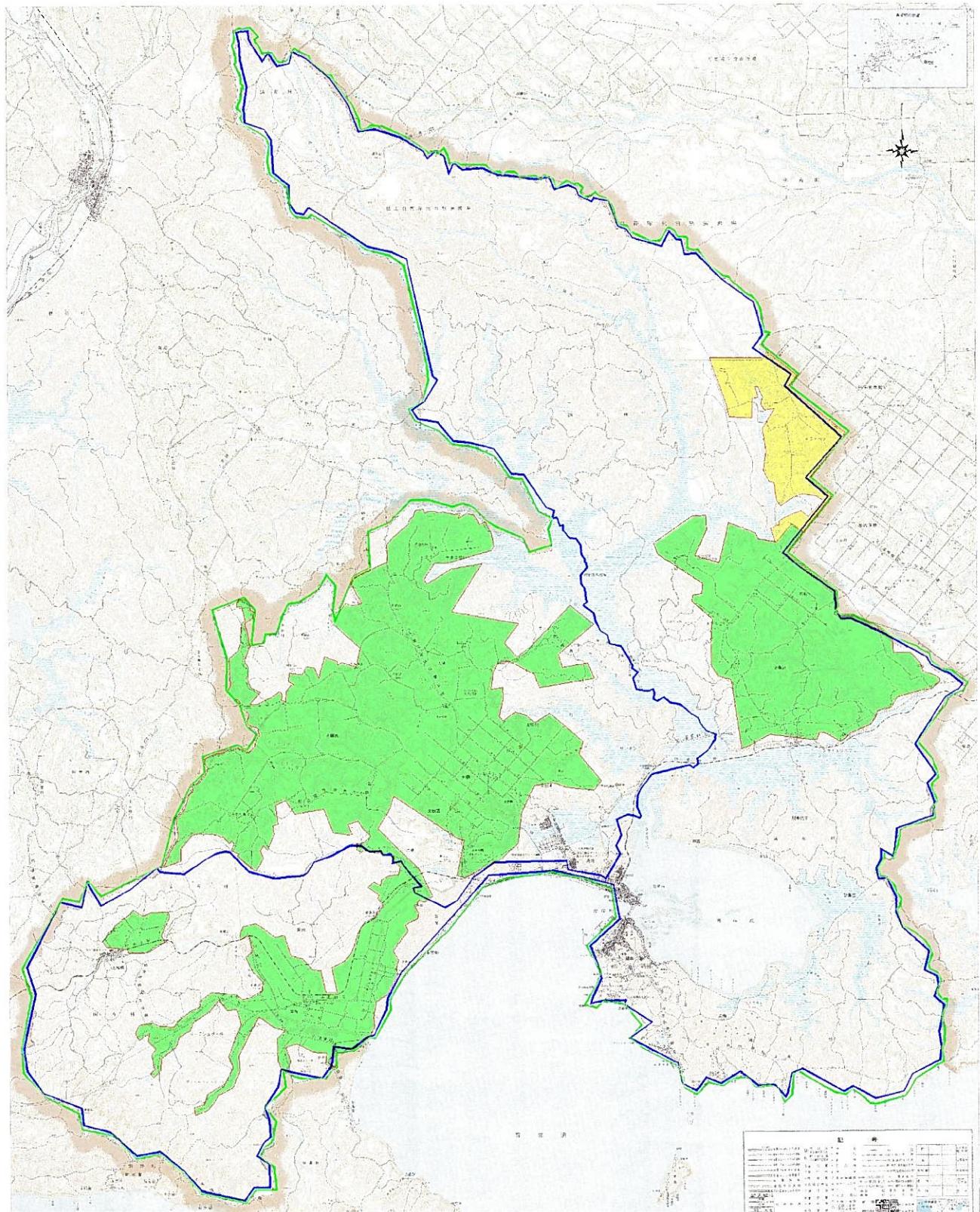
2 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては、当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が、札幌市の勤労者一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定及び個別協定による直接支払の対象としない。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす扱い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第4項第1号に規定する利用権の設定等若しくは同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地である場合は、直接支払の対象とする。
- (3) 認定農業者に準じる者とは、地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

促進計画区域図

厚岸町



凡 例

| | | |
|--|---|--|
| 第1号事業(多面的機能支払) 第2号事業(中山間地域直接支払) 重複地域 |  | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき公示された過疎地域  |
| 第2号事業(中山間地域直接支払) |  | 山村振興法に基づき指定された振興山村地域  |